平成２５年（フ）第１２４２号
福岡市城南区荒江１丁目28番18号
債務者　大谷　由里（旧姓荒川・石川）
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２８５号
福岡市博多区諸岡４丁目37番23―108号
債務者　新田　悠貴
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２９６号
福岡市城南区宝台団地２番501号
債務者　緒方　宏旨
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２９９号
福岡市南区向新町２丁目14番28―101号
債務者　藤井　麻希
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３３６号
福岡市東区香椎照葉３丁目２番２―1131号
債務者　山本　克彦
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３４９号
福岡市西区今宿東１丁目16番３―405号
債務者　吉田　貴伸
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３５６号
福岡県筑紫野市紫２丁目14番31号　ファジール紫104号
債務者　廣島　　猛
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３５７号
福岡市東区箱崎６丁目２番18号
債務者　池田　浩一
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３６０号
福岡県筑紫野市二日市北５丁目９番15号
債務者　久本　正弘
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３６１号
福岡県筑紫野市二日市北５丁目９番15号
債務者　久本　晶子
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３６５号
福岡市西区今宿町714番地１
債務者　中田　徳代（旧姓船津）
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３７３号
福岡県太宰府市坂本２丁目６番８―301号
債務者　阿部　義則
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３９５号
福岡市城南区別府３丁目１番２―101号
債務者　江藤　祐輔
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４１２号
福岡市早良区四箇田団地14番704号
債務者　柴村　征臣
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４２１号
福岡市早良区大字脇山2466番地６
債務者　熊本　清二
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４２６号
福岡県大野城市大城３丁目９番１号ラポール66　201号
債務者　宇都宮　巌
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４３４号
福岡市城南区梅林４丁目26番20―101号
債務者　池田　　章
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４３５号
福岡市東区和白丘３丁目６番４号
債務者　中野　秀俊
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部